

令和3年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書（その2）

令和2年12月15日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（令和2年6月25日最終変更）及び令和2年度国土交通省事後評価実施計画（令和2年9月25日最終変更）に基づき、個別公共事業（直轄事業等）についての再評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、個別の事業採択（事業の予算化）の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。本評価書で対象とした事業の事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者の第三者から構成される委員会等の意見と聴くことを要しないものとする。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

（参考資料）

i) 事業評価カルテ検索（URL：<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）

これまでの事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。

ii) 事業評価関連リンク（URL：http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）

各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

2. 今回の評価結果について

今回は、令和3年度予算概算要求に係る評価として、政府予算案の閣議決定時に、個別で予算措置を公表する直轄事業等について、再評価2件の評価結果をとりまとめた。件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は本評価書のうち一部の事業評価において便益の計上に利用した方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	費用便益分析				
	便益	費用			
ダム事業 (代替法、CVM)	<ul style="list-style-type: none"> ・年平均被害軽減期待額 ・流水の正常な機能の維持 ・水質改善効果等 ・残存価値 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費 ・維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 ・関連事業との整合 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等 	水管理・国土保全局

※便益把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

令和3年度予算概算要求に係る再評価について (令和2年12月時点)

別添2

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続		中止	評価 手続中
								うち見直し継続			
ダム事業	直轄事業等	0	0	0	1	1	2	2	0	0	0
合計		0	0	0	1	1	2	2	0	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業(補助事業を除く)を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

令和3年度予算概算要求に係る再評価結果一覧 (令和2年12月時点)

別添3

【公共事業関係費】

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当 基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)					
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳					B/C
鳴瀬川総合開発事業 東北地方整備局	その他	1,450	1,389	<p>【内訳】 被害防止便益：734億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：646億円 残存価値：9億円</p> <p>【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数：141戸 年平均浸水軽減面積：126ha 流水の正常な機能の維持に関する便益： 流水の正常な機能の維持に関して、鳴瀬川ダムと同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上</p>	1,032	<p>【内訳】 建設費 978億円 維持管理費 54億円</p>	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の策定に伴い、再評価を実施。 ①事業を巡る社会経済情勢の変化 ・鳴瀬川流域内市町村の総人口は、平成12年をピークに緩やかな減少傾向で推移している一方、総世帯数は、緩やかな増加傾向で推移している。 ・農業生産額は、近年は横ばいで推移している。 ・製造品出荷額は、仙台北部中核工業団地への工場進出により平成24年から平成29年にかけて急激に増加（約1.7倍）している。 ②事業の進捗状況・事業の進捗の見込みについて ・鳴瀬川総合開発事業は、平成29年度に建設段階に移行後、環境影響評価手続きを踏まえ、今後、特定多目的ダム法に基づく「基本計画」を作成できる。 ・引き続き、ダム本体及び付替道路等の調査・設計や用地調査等を継続し、用地補償および工事等に着手する予定であり、計画的な事業進捗を図って行く。 ③コスト縮減や代替案立案の可能性について ・鳴瀬川総合開発事業では、堤体上下流面勾配や、堤体材料採取地の見直し等によるコスト縮減を図る。 ・また、最新の知見、新技術やICT技術を活用した設計・計画・施工等を設計段階から盛り込み、品質確保及びコスト縮減ができるよう、引き続き工夫していく。 ・平成25年度に実施した鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替案を複数の評価軸ごとに評価し、最も有利な案は、現計画案と評価している。 ・今回の鳴瀬川総合開発事業基本計画の総事業費の変更においても、治水（洪水調節）、新規利水、流水の正常な機能の維持の目的別の総合評価では、「現計画案」が最も有利とのダム検証時の評価を覆すものではない。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)

事業名 事業主体	該当 基準	総事 業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効 果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方 針	担当課 (担当課長名)		
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)					B/C	
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳						
霞ヶ浦導水事業 関東地方整備局	再々評価	2,395	4,414	3,049	1.4	<p>・再評価実施後一定期間（5年間）が経過している事業であるため再評価を実施。</p> <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・霞ヶ浦の水質は、COD6.8mg/l（H30年平均値）であり、環境基準COD3.0mg/lを上回っている。 ・茨城県・千葉県・栃木県は湖沼水質保全計画を策定し、各関係者が連携し水質改善に取り組んでいるが、未だ計画目標（COD5mg/l前半）を達成できていない。 ・桜川・千波湖では、桜川清流ルネッサンスⅡを策定し水質改善等を実施しているが、依然として夏季においては水質目標値を超過する月があり、また、アオコによる景観障害・悪臭の発生等、親水性が損なわれている。 ・平成6年以降、取水制限に至った濁水が、利根川では8回、那珂川では3回発生。 【利根川】 ・平成8回の取水制限のうち5回解消 ・取水制限日数も延べ407日から150日と約6割減 ・平成8年濁水の最大取水制限率が30%から10%に軽減 【那珂川】 ・3回の取水制限のうち2回解消 ・取水制限日数も延べ26日から5日と約8割減 ・平成13年濁水（取水制限期間13日、最大取水制限率15%）の取水制限がすべて解消</p> <p>②事業の進捗状況・事業の進捗の見込みについて ・地権者をはじめ地元関係者との調整状況や現場条件等の変更を踏まえ、工程を精査した結果、事業期間が延長。（工期：令和5年度（平成35年度）→令和12年度までの予定） ・引き続き、那珂導水路および高浜樋管等の工事を推進。 ・那珂川の関係漁協が霞ヶ浦導水事業の那珂樋管工事差し止めを求めた訴訟は、平成30年4月に和解が成立し、和解条項に基づく魚類生態調査や水質調査、有識者委員会の検討に基づく魚類迷入試験などを進めている。 ・関係自治体からは、早期完成を望む声大きい。</p> <p>③コスト削減や代替案立案等の可能性について ・国、関係自治体、利水者からなる「霞ヶ浦導水事業のコスト管理等に関する連絡協議会」において、事業の進捗状況や事業監理等に関する情報交換等を行い、コスト削減に努めていく。 ・平成26年度に実施した霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき「水質浄化」、「新規利水」及び「流水の正常な機能の維持」について目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はいずれも「現計画案（霞ヶ浦導水事業）」となり総合的な評価として、「現計画案（霞ヶ浦導水事業）」が優位と評価。 ・上記評価について、今回の霞ヶ浦導水事業計画の変更に伴う、建設費の見直しを考慮したとしても、「現計画案（霞ヶ浦導水事業）」が優位と評価。</p>	継続	水管理・国土保 全 局 治水課 (課長 藤巻 浩 之)			